



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月26日火曜日 第2456号外1

◇ 目 次 ◇

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... (人事課) 1
 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (") 3
 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例..... (人事課職員厚生室) 4
 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例等の一部を改正する条例..... (財政課) 7
 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (行革分権課)10
 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例..... (税務課)16
 愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例..... (")17
 愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例..... (県民生活課)18
 愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例..... (消防防災安全課)19
 愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例..... (環境政策課)20
 愛媛県新型インフルエンザ等対策本部条例..... (保健福祉課)21
 愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... (")22
 愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例..... (健康増進課)22
 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例..... (障害福祉課)22
 愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例..... (")25
 愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... (長寿介護課)38
 愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... (")38
 愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... (労政雇用課雇用対策室・保健福祉課)39
 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... (畜産課)39
 愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例..... (道路維持課)40
 愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例..... (都市計画課)41
 愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例..... (都市整備課)43
 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例..... (義務教育課)44
 愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例..... (高校教育課)44
 愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例..... (警察本部生活安全企画課)44
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例..... (警察本部生活環境課)47
 愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例..... (公営企業管理局総務課)53
 知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例..... (人事課職員厚生室)55
 愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (財政課)55

条 例

○愛媛県条例第1号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中村時広

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(住居手当) 第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住する住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同	(住居手当) 第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住する住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同

じ。)を支払っている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員 _____ で、配偶者が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号 _____ に掲げる額の合計額)とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号_ の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 省略

じ。)を支払っている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)

(2) その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「単身赴任職員」という。)で、配偶者が居住するための住宅(人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(4) 単身赴任職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの(その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員に限る。)又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,700円

3 省略

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号_において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(知事が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第5条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員 _____ で、配偶者が居住するための住宅(知事が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(知事が定める職員を除く。)</p> <p>(2) その所有に係る住宅(知事が定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)に居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>(3) 第5条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「単身赴任職員」という。)で、配偶者が居住するための住宅(知事が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるもの</p> <p>(4) 単身赴任職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの(その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員に限る。)又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるもの</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員_____で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)</u>に居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>(3) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「<u>単身赴任職員</u>」という。)で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(4) <u>単身赴任職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの(その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員に限る。)</u>又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第9条の5第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、同条第1項及び第2項の規定は、平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間は、同項第2号中「3,500円」とあるのは「3,000円」と、同項第4号中「1,700円」とあるのは「1,500円」とし、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は、同項第2号中「3,500円」とあるのは「2,500円」と、同項第4号中「1,700円」とあるのは「1,200円」とする。
- 3 第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の3第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、同条の規定は、平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 第3条の規定による改正前の愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の3第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、同条の規定は、平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第2号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与の特例)</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料月額_____</p>	<p>(職員の給与の特例)</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料月額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「<u>職員給与改正条例</u>」という。))</p>

は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定 _____、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>29 当分の間、<u>35年</u>以下の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第5項の規定に該当する者 _____ を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</u></p> <p>30 当分の間、<u>36年以上42年以下</u>の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの _____ に対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>29 当分の間、<u>20年以上35年</u>以下の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>30 当分の間、36年 _____ の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる _____ 額とする。</u></p>

(愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第7条の4第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条から第5条まで</p> <p>_____の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が_____35年以下_____である者に対する退職手当の基本額は_____、当分の間、同条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条第1項_____の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は_____、当分の間、同項又は同条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は_____、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第7条の4第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和59年愛媛県条例第3号)附則第6項(同条例附則第7項において準用する場合を含む。)において従前の例による同条例による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和36年愛媛県条例第1号)附則第2項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年_____である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる_____額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例_____第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で愛媛県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で愛媛県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

とあるのは、施行日から平成25年 9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月 1日から平成26年 6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、施行日から平成25年 9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月 1日から平成26年 6月30日までの間においては「104分の92」とする。

○愛媛県条例第 4 号

愛媛県立衛生環境研究所使用料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所使用料条例等の一部を改正する条例

(愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部改正)

第 1 条 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第 2 条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第 9号。以下「管理条例」という。)第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の実費とするものはその 3 倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他試験、検査料 1 件につき <u>35,950円</u></p> <p>(3) 文書料 1 枚につき <u>600円</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第 2 条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第 9号。以下「管理条例」という。)第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の実費とするものはその 3 倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他試験、検査料 1 件につき <u>32,380円</u></p> <p>(3) 文書料 1 枚につき <u>500円</u></p> <p>2 省略</p>

(愛媛県自動車運転者試験場使用料条例の一部改正)

第 2 条 愛媛県自動車運転者試験場使用料条例(昭和28年愛媛県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第 2 条 使用料の額は、練習「コース」各 1 回の使用につき<u>300円</u>とする。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第 2 条 使用料の額は、練習「コース」各 1 回の使用につき<u>200円</u>(自動二輪車又は原動機付自転車により使用する場合には、<u>100円</u>)とする。</p>

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部改正)

第 3 条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																										
<p>別表(第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術開発関係</td> <td>機械金属用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>2,520円</u></td> </tr> <tr> <td>電子用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>940</u></td> </tr> <tr> <td>化学用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>1,780</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">窯業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窯業用機器</td> <td>1 時間又は 1 回</td> <td><u>3,460</u></td> </tr> <tr> <td>繊維産業関係</td> <td>染織用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>1,150</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	単 位	金 額	技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,520円</u>	電子用機器	1 時間	<u>940</u>	化学用機器	1 時間	<u>1,780</u>	省略				窯業関係	省略			窯業用機器	1 時間又は 1 回	<u>3,460</u>	繊維産業関係	染織用機器	1 時間	<u>1,150</u>	<p>別表(第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術開発関係</td> <td>機械金属用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>2,730円</u></td> </tr> <tr> <td>電子用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>1,470</u></td> </tr> <tr> <td>化学用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>1,890</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">窯業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窯業用機器</td> <td>1 時間又は 1 回</td> <td><u>1,890</u></td> </tr> <tr> <td>繊維産業関係</td> <td>染織用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>1,050</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	単 位	金 額	技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,730円</u>	電子用機器	1 時間	<u>1,470</u>	化学用機器	1 時間	<u>1,890</u>	省略				窯業関係	省略			窯業用機器	1 時間又は 1 回	<u>1,890</u>	繊維産業関係	染織用機器	1 時間	<u>1,050</u>
区 分	種 別	単 位	金 額																																																								
技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,520円</u>																																																								
	電子用機器	1 時間	<u>940</u>																																																								
	化学用機器	1 時間	<u>1,780</u>																																																								
省略																																																											
窯業関係	省略																																																										
	窯業用機器	1 時間又は 1 回	<u>3,460</u>																																																								
繊維産業関係	染織用機器	1 時間	<u>1,150</u>																																																								
区 分	種 別	単 位	金 額																																																								
技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,730円</u>																																																								
	電子用機器	1 時間	<u>1,470</u>																																																								
	化学用機器	1 時間	<u>1,890</u>																																																								
省略																																																											
窯業関係	省略																																																										
	窯業用機器	1 時間又は 1 回	<u>1,890</u>																																																								
繊維産業関係	染織用機器	1 時間	<u>1,050</u>																																																								

紙産業関係	省略		
	研修室	1時間	<u>1,960</u>
	控室	1時間	<u>230</u>
	会議室	1時間	<u>230</u>
	製紙用機器	1時間	<u>12,390</u>
	紙加工用機器	1時間	<u>7,660</u>
	物理試験用機器	1時間	<u>1,780</u>
	化学試験用機器	1時間	<u>1,680</u>
	省略		

紙産業関係	省略		
	研修室	1時間	<u>1,720</u>
	控室	1時間	<u>160</u>
	会議室	1時間	<u>160</u>
	製紙用機器	1時間	<u>12,180</u>
	紙加工用機器	1時間	<u>7,770</u>
	物理試験用機器	1時間	<u>1,680</u>
	化学試験用機器	1時間	<u>1,570</u>
	省略		

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
省略			
窯業関係	省略		
	はい土、ゆう薬 顔料等調整及び 加工	1件	<u>25,930</u>
	省略		
省略			
共通	省略		
	謄本	1部又は1枚	<u>600</u>

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
省略			
窯業関係	省略		
	はい土、ゆう薬 顔料等調整及び 加工	1件	<u>25,510</u>
	省略		
省略			
共通	省略		
	謄本	1部又は1枚	<u>500</u>

(証明事務等に係る手数料条例の一部改正)

第4条 証明事務等に係る手数料条例(昭和31年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の額) 第2条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>600円</u> とする。	(手数料の額) 第2条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>500円</u> とする。

(愛媛県家畜種付手数料条例の一部改正)

第5条 愛媛県家畜種付手数料条例(昭和33年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(手数料の額) 第3条 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。				(手数料の額) 第3条 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。			
畜種	精液料	注 入 料	自然種付料	畜種	精液料	注 入 料	自然種付料
乳牛		省略		乳牛	<u>和牛1ccにつき 400円</u>	省略	
和牛		省略		和牛	<u>1ccにつき 300円</u>	省略	
馬		1回につき <u>1,480円</u>		馬	<u>1回につき 500円</u>	1回につき <u>300円</u>	<u>1,320円</u>
豚	1回につき 1,010円	1回につき <u>1,480円</u>	省略	豚	<u>1回につき 1,010円</u>	1回につき <u>1,420円</u>	省略
めん羊		1回につき <u>1,480円</u>		めん羊	<u>1回につき 200円</u>	1回につき <u>220円</u>	<u>400円</u>
山羊		1回につき <u>1,480円</u>		山羊	<u>1回につき 200円</u>	1回につき <u>220円</u>	<u>400円</u>

(愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部改正)

第6条 愛媛県農林水産研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
農業関係	土壌の定量分析	1件につき	<u>4,300円</u>	農業関係	土壌の定性分析	1件につき	500円
			<u>5,300円</u>	土壌の定量分析	1件につき	1,000円	
	肥料の定量分析	1件につき	<u>5,300円</u>	肥料の定性分析	1件につき	500円	
林業関係	木材の材質試験	1件につき	<u>6,800円</u>	林業関係	木材の材質試験	1件につき	6,600円
	木材の強度試験	1件につき	<u>18,700円</u>	木材の強度試験	1件につき	19,200円	
	水の化学分析	1件につき	<u>18,300円</u>	水の化学分析	1件につき	18,100円	
	土壌物理性測定	1件につき	<u>18,100円</u>	土壌物理性測定	1件につき	17,800円	
	土質試験	1件につき	<u>11,700円</u>	土質試験	1件につき	11,600円	
	土壌養分分析	1件につき	<u>12,100円</u>	土壌養分分析	1件につき	12,000円	
	造林用苗木の品種分析	1件につき	<u>3,000円</u>	造林用苗木の品種分析	1件につき	3,100円	
	省略			省略			
2 省略				2 省略			

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第7条 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第6(第7条関係)				別表第6(第7条関係)			
事 務	名 称	金 額		事 務	名 称	金 額	
1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	<u>食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに44,420円を超えない範囲内において規則で定める金額</u>		1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	<u>食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに29,560円を超えない範囲内において規則で定める金額</u>	
2~35	省略			2~35	省略		
備考 省略				備考 省略			

(愛媛県警察関係事務手数料条例の一部改正)

第8条 愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(手数料の納付時期等)		(手数料の納付時期等)	
第3条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。		第3条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。	
(1) 省略		(1) 省略	
		(2) 別表25の項に掲げる手数料	パーキング・メーターを作動さ

- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

2 前項第2号 _____ に掲げる手数料については、 _____
 _____ パーキン
 グ・チケット発給設備に表示されている方法により納付しなければ
 ならない。この場合において、当該納付に係る領収書は、発行
 しない。

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

事 務	名 称	金 額
1～24の5 省略		
25 削除		
26～26の8 省略		
27 道路交通法第77条第1項の 規定に基づく道路使用の許可 の申請に対する審査	道路使用許可手 料	2,300円
28～64 省略		

備考 省略

せようとする際

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

2 前項第2号及び第3号に掲げる手数料については、同項第2号
に掲げる手数料にあってはパーキング・メーターに表示されてい
る方法により、同項第3号に掲げる手数料にあってはパーキン
グ・チケット発給設備に表示されている方法により納付しなければ
 ならない。この場合において、当該納付に係る領収書は、発行
 しない。

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

事 務	名 称	金 額
1～24の5 省略		
25 道路交通法第49条第1項の パーキング・メーターの作動	パーキング・メー ター作動手数料	1回につ き200円
26～26の8 省略		
27 道路交通法第77条第1項の 規定に基づく道路使用の許可 の申請に対する審査	道路使用許可手 料	2,100円
28～64 省略		

備考 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第2号及び第3号の規定並びに第6条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表1の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の試験等又は分析等の依頼に係る使用料について適用し、施行日前の試験等又は分析等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の証明事務等に係る手数料条例第2条の規定は、施行日以後の証明等の申請に係る手数料について適用し、施行日前の証明等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第5号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～26の4 省略		1～26の4 省略	
26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。 以下この項において「法」という。）に基 づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略	各町	26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。 以下この項において「法」という。）に基 づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略	上島町、久万 高原町、内子 町、伊方町、 松野町、鬼北 町及び愛南町
27～33 省略		27～33 省略	

<p>34 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(4)の2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定に基づく専用水道に係る業務の委託の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(5)～(7) 省略</p>	<p>各町</p>	<p>34 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5)～(7) 省略</p>	<p>各市町（<u>保健所を設置する市を除く。</u>）</p>
<p>35～37 省略</p>		<p>35～37 省略</p>	
<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>上島町、<u>松前町</u>、<u>内子町</u>、<u>松野町</u>及び<u>鬼北町</u></p>	<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>上島町、<u>内子町</u>、<u>松野町</u>及び<u>鬼北町</u></p>
<p>38・39 省略</p>		<p>38・39 省略</p>	
<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第7条第3項ただし書の規定に基づく薬局の管理者の薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務</u></p> <p>(3)の2 省略</p> <p>(3)の3 省略</p> <p>(3)の4 省略</p> <p>(4) <u>法第10条の規定に基づく薬局の廃止等の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(5) <u>法第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関する事務</u></p> <p>(8) <u>法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に関する事務</u></p> <p>(10) <u>法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認に関する事務</u></p>	<p>保健所を設置する市</p>

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(9) 法第69条第2項の規定に基づく _____
 _____ 医療機器の販売業者及び賃貸
 業者に対する報告の徴収及び立入検査

 _____ に関する事務

(10) 法第69条第3項の規定に基づく薬局開
 設者に対する報告の徴収及び立入検査に
 関する事務

(11) 法第70条第1項の規定に基づく _____
 _____ 医療機器の販売業
 者及び賃貸業者に対する廃棄等の措置命
 令に関する事務

- (11) 法第14条第10項の規定に基づく薬局製
 造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽
 微な変更の届出の受理に関する事務
- (12) 法第14条の8第3項の規定に基づく薬
 局製造販売医薬品の製造販売の承認の承
 継の届出の受理に関する事務
- (13) 法第14条の9の規定に基づく薬局製造
 販売医薬品の製造販売の届出の受理に関
 する事務
- (14) 法第17条第4項において準用する法第
 7条第3項ただし書の規定に基づく薬局
 製造販売医薬品の製造管理者の製造所以
 外の場所で薬事に関する実務に従事する
 場合の許可に関する事務
- (15) 法第19条第1項の規定に基づく薬局製
 造販売医薬品の製造販売業の廃止等の届
 出の受理に関する事務
- (16) 法第19条第2項の規定に基づく薬局製
 造販売医薬品の製造業の製造所の廃止等
 の届出の受理に関する事務
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 法第69条第1項の規定に基づく薬局製
 造販売医薬品の製造販売業者及び製造業
 者に対する報告の徴収及び立入検査に関
 する事務
- (23) 法第69条第2項の規定に基づく薬局開
 設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸
 業者に対する報告の徴収及び立入検査
 (法第8条の2第1項及び第2項の規定
 並びに法第72条の3に基づく命令を遵守
 しているかどうかを確かめるために行う
 ものを除く。)に関する事務
- (24) 法第70条第1項の規定に基づく薬局開
 設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業
 者及び製造業者並びに医療機器の販売業
 者及び賃貸業者に対する廃棄等の措置命
 令に関する事務
- (25) 法第71条の規定に基づく薬局製造販売
 医薬品の製造販売業者に対する検査命令
 に関する事務
- (26) 法第72条第2項の規定に基づく薬局製
 造販売医薬品の製造販売業者に対する製
 造管理又は品質管理の改善命令等に関す
 る事務
- (27) 法第72条第3項の規定に基づく薬局製
 造販売医薬品の製造業者に対する構造設

(12) 法第72条第4項の規定に基づく _____
 _____ 医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する構造設備の改善命令等に関する事務

(13) _____ 省略

(14) 法第72条の4の規定に基づく _____
 _____ 医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する業務運営改善等の措置命令に関する事務

(15) 法第73条の規定に基づく _____
 _____ 高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の管理者等の変更命令に関する事務

(16) 法第75条第1項の規定に基づく _____
 _____ 医療機器の販売業及び賃貸業の許可の取消し等に関する事務

(17) 法第76条の規定に基づく _____
 _____ 高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与に関する事務

備の改善命令等に関する事務

(28) 法第72条第4項の規定に基づく薬局開設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する構造設備の改善命令等に関する事務

(29) 法第72条の2第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の体制の整備命令に関する事務

(29)の2 省略

(30) 法第72条の4の規定に基づく薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する業務運営改善等の措置命令に関する事務

(31) 法第73条の規定に基づく薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の管理者等の変更命令に関する事務

(32) 法第74条の2第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し等に関する事務

(33) 法第74条の2第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更命令に関する事務

(34) 法第74条の2第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し及び変更命令に関する事務

(35) 法第75条第1項の規定に基づく薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業並びに医療機器の販売業及び賃貸業の許可の取消し等に関する事務

(36) 法第76条の規定に基づく薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与に関する事務

(37) 法第77条の4の3の規定に基づく薬局製造販売医薬品の回収の報告の受理に関する事務

(38) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第2条の規定に基づく取扱処方せん数の届出の受理に関する事務

(39) 政令第4条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付に関する事務

(40) 政令第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付に関する事務

(41) 政令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関する事務

(42) 政令第7条第1項の規定に基づく薬局

- (18) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号。
以下この項において「政令」という。）
第44条の規定に基づく _____ 高
度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の
許可証の交付に関する事務
- (19) 政令第45条第1項の規定に基づく _____
_____ 高度管理医療機器等の販売業
及び賃貸業の許可証の書換え交付に関す
る事務
- (20) 政令第46条第1項の規定に基づく _____
_____ 高度管理医療機器等の販売業
及び賃貸業の許可証の再交付に関する事
務
- (21) 政令第46条第3項及び第47条の規定に
基づく _____ 高度管理医療機器
等の販売業及び賃貸業の許可証の返納の
受理に関する事務
- (22) 政令第48条の規定に基づく _____
_____ 高度管理医療機器等の販売業及び賃
貸業の許可台帳の備付けに関する事務

- 製造販売医薬品の製造販売業の許可証の
返納の受理に関する事務
- (43) 政令第8条第1項の規定に基づく薬局
製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳
の備付けに関する事務
- (44) 政令第11条第1項の規定に基づく薬局
製造販売医薬品の製造業の許可証の交付
に関する事務
- (45) 政令第12条第1項の規定に基づく薬局
製造販売医薬品の製造業の許可証の書換
え交付に関する事務
- (46) 政令第13条第1項の規定に基づく薬局
製造販売医薬品の製造業の許可証の再交
付に関する事務
- (47) 政令第14条第1項の規定に基づく薬局
製造販売医薬品の製造業の許可証の返納
の受理に関する事務
- (48) 政令第15条第1項の規定に基づく薬局
製造販売医薬品の製造業の許可台帳の備
付けに関する事務
- (49) 政令第19条第1項の規定に基づく薬局
製造販売医薬品の承認台帳の備付けに関
する事務
- (50) 政令 _____
_____ 第44条の規定に基づく薬局開設並びに高
度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の
許可証の交付に関する事務
- (51) 政令第45条第1項の規定に基づく薬局
開設並びに高度管理医療機器等の販売業
及び賃貸業の許可証の書換え交付に関す
る事務
- (52) 政令第46条第1項の規定に基づく薬局
開設並びに高度管理医療機器等の販売業
及び賃貸業の許可証の再交付に関する事
務
- (53) 政令第46条第3項及び第47条の規定に
基づく薬局開設並びに高度管理医療機器
等の販売業及び賃貸業の許可証の返納の
受理に関する事務
- (54) 政令第48条の規定に基づく薬局開設並
びに高度管理医療機器等の販売業及び賃
貸業の許可台帳の備付けに関する事務
- (55) 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第
1号。以下この項において「省令」とい
う。）第1条第3項の規定に基づく薬局
開設の許可申請の添付書類の特例の認定
に関する事務
- (55)の2 省令第15条の4第2項の規定に基
づく薬局開設者の郵便等販売の届出の受
理に関する事務
- (56) 省令第16条第4項の規定に基づく薬局
開設の変更の届出の添付書類の特例の認

<p>(23) 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）第160条第3項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p>		<p>定に関する事務</p> <p>(57) 省令第19条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(58) 省令第25条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(59) 省令第99条第3項において準用する省令第16条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(60) 省令第100条第3項において準用する省令第16条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(61) 省令 _____ 第160条第3項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(62) 省略</p> <p>(63) 削除</p> <p>(64) 省略</p>	
<p>40の2～49 省略</p>		<p>40の2～49 省略</p>	
<p>49の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>各町</p>	<p>49の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>50～55の2 省略</p>		<p>50～55の2 省略</p>	
<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの _____</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 政令第14条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定製品又は特定保守製品の提出命令に関する事務</p> <p>(4) 省略</p>	<p>各町</p>	<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定製品の販売の事業を行う者に関するものに限る。）</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 政令第14条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定製品 _____ の提出命令に関する事務</p> <p>(4) 省略</p>	<p>各町</p>
<p>56の2 削除</p>		<p>56の2 消費生活用製品安全法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定保守製品取引事業者に関するものに限る。）</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法施行令（以下この項において「政令」という。）第14条第1項の規定に基づく法第40条第1項に規定する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第14条第1項の規定に基づく法第41条第1項に規定する立入検査に関する事務</p>	<p>上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>

		(3) 政令第14条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定保守製品の提出命令に関する事務	
		(4) 政令第14条第2項の規定に基づく報告に関する事務	
56の3～62 省略		56の3～62 省略	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第6号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 常時雇用する労働者の数が<u>50人未満</u>である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 第1項の常時雇用する労働者の数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって、0.5人の労働者に相当するものとみなす。</u></p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 常時雇用する労働者の数が<u>55人以下</u>である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2・3 省略</p>

第2条 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が<u>50人未満</u>である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成26年1月1日から平成28年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成25年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が<u>55人以下</u>である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成23年1月1日から平成25年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p>

3 省略

4 第1項及び第2項の常時雇用する労働者の数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって、0.5人の労働者に相当するものとみなす。

3 省略

4 第1項_____の常時雇用する労働者の数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって、0.5人の労働者に相当するものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第1項に規定する要件に該当する法人に対する平成25年4月1日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する平成26年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第7号

愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例

愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(税率)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業者（最終処分者を除く。次項及び第14条の2において同じ。）がその排出した産業廃棄物（他人から委託を受けて行った産業廃棄物の処分により発生した中間処理産業廃棄物を除く。次項において同じ。）を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、1トンにつき500円とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、事業者がその排出した産業廃棄物を当該事業者がその設置に要する費用の一部を負担した最終処分場（前項に規定する最終処分場を除く。）において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、1トンにつき750円とする。</p> <p>4 前項の規定は、同項の搬入をした日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の2月末日において、当該事業者が同日までに負担した同項に規定する最終処分場の設置に要する費用の額の合計額が、当該事業者がその排出した産業廃棄物を当該最終処分場において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して同日までに課された資源循環促進税の額の合計額を超える場合に限り適用する。</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第8条 資源循環促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、事業者がその排出した産業廃棄物を第6条第2項に規定する最終処分場又は当該事業者が同条第3項の規定の適用を受ける場合の同項に規定する最終処分場において埋立処分するためのこれらの最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の徴収については、申告納付の方法による。</p> <p>(最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出)</p>	<p>(税率)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業者（最終処分者を除く。_____）がその排出した産業廃棄物（他人から委託を受けて行った産業廃棄物の処分により発生した中間処理産業廃棄物を除く。_____）を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、1トンにつき500円とする。</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第8条 資源循環促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、事業者がその排出した産業廃棄物を自ら設置する_____最終処分場において埋立処分するための当該_____最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の徴収については、申告納付の方法による。</p> <p>(最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出)</p>

第14条 事業者は、その排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分しようとするときは、当該最終処分場への搬入を開始しようとする日の5日前までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 最終処分場への産業廃棄物の搬入を開始しようとする日 _____

(5) 省略

2 省略

(設置費用を負担した最終処分場への産業廃棄物の搬入開始前の申請)

第14条の2 事業者は、第6条第3項の規定の適用を受けようとするときは、当該年度ごとに、同項の搬入を開始しようとする日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその者が同条第4項の場合に該当する事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第6条第3項に規定する最終処分場の名称及び所在地

(3) 第6条第3項の搬入を開始しようとする日

(4) 第6条第4項の費用の額の合計額及び資源循環促進税の額の合計額

(5) その他知事が必要と認める事項

第14条 事業者は、その排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分しようとするときは、当該最終処分場への搬入を開始しようとする日の5日前までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 最終処分場への産業廃棄物の搬入を開始しようとする日及び特別徴収義務者としての指定を受けた日

(5) 省略

2 省略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
2 改正後の愛媛県資源循環促進税条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る資源循環促進税について適用し、同日前に行われた最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る資源循環促進税については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成25年4月20日までに新条例第6条第3項の搬入を開始しようとする事業者に係る新条例第14条の2の規定の適用については、同条中「当該年度ごとに、同項の搬入を開始しようとする日の10日前までに」とあるのは、「愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例(平成25年愛媛県条例第7号)の施行の日から10日以内に」とする。

(施行前の準備)

- 4 新条例第14条の2の規定による申請は、この条例の施行前においても行うことができる。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後5年を目途として、資源循環促進税による産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保の促進の状況その他新条例の施行状況を調査するとともに、社会経済情勢の推移等を勘案しつつ、新条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○愛媛県条例第8号

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県消費者行政活性化基金条例(平成21年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the amendment to the original text, specifically regarding the effective date in the Annex (附則).

係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全な利用の促進に関し、県、県民、自転車を利用する者、自動車等の運転者、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって自転車を安全かつ快適に利用するための意識の啓発及び環境の整備並びに自転車関係する交通事故の防止を図り、併せて本県の自転車文化の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2 車両 法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- 3 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 4 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- 5 歩道 法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。
- 6 路側帯 法第2条第1項第3号の4に規定する路側帯をいう。
- 7 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。
- 8 レンタサイクル業者 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車を有償で貸し渡すことを業とする者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、国、市町、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、自転車の安全な利用の促進を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が行う自転車の安全な利用の促進に関する施策に関し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、自転車の安全な利用について理解を深め、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができる環境が形成されるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

2 県民は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第5条 自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路の交通に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車を利用する者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）への加入に努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策に努めなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 1 道路において自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用すること。
- 2 自転車に乗車して歩道又は路側帯を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道又は路側帯を通行すること。
- 3 歩行者が頻繁に通行する歩道においては、自転車を押して歩くこと。

（自動車等運転者の責務）

第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員及びその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用について理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用の気運を醸成するための広報活動、啓発活動その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(県民に対する自転車交通安全教育)

第9条 県は、県民に対し、自転車の安全な利用に関する教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の学習の機会を利用して行うものとする。

(学校等における自転車交通安全教育)

第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)を設置し、又は管理する者は、在学する幼児、児童、生徒又は学生に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 大学、学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置し、又は管理する者は、在学する生徒又は学生に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第11条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言をするよう努めなければならない。

(広報、啓発等)

第12条 県は、自転車の安全な利用の促進について、県民、自転車を利用する者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車小売業者の情報の提供等)

第13条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者に対し、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

(レンタサイクル業者の情報の提供等)

第14条 レンタサイクル業者は、自転車を貸し渡すときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全な利用に関し必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 レンタサイクル業者は、スポーツ用その他の特別の用途に供する自転車を貸し渡すときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの貸渡し及びその着用についての助言をするよう努めなければならない。

3 レンタサイクル業者は、貸渡用の自転車の点検及び整備に努めなければならない。

(自転車安全利用の日)

第15条 県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるため、自転車安全利用の日を設ける。

2 自転車安全利用の日は、毎月10日とする。

3 自転車安全利用の日においては、県は、その趣旨にふさわしい広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(道路環境の整備)

第16条 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができる道路の環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

水道法(昭和32年法律第177号)第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当す

る者であることとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号、第3号又は前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上、前号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年6箇月以上、第3号に規定する学校を卒業した者にあつては3年6箇月以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において前各号に規定する学科目又は課程に相当する学科目又は課程をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては6箇月以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (10) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 愛媛県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 愛媛県新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 愛媛県新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定に基づき、国の職員その他県職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p>

(愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部改正)

第2条 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の額)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）<u>第29条第1項</u>に規定する特定費用の額及び同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(利用料金の額)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）<u>第29条第1項</u>に規定する特定費用の額及び同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

(障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第3条 障害者自立支援法施行条例（平成18年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第98条第1項及び第2項、第104条並びに第115条第1項及び第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）<u>第50条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項</u>の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町が処理する事務)</p> <p>第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に</p>	<p style="text-align: center;">障害者自立支援法施行条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第98条第1項及び第2項、第104条並びに第115条第1項及び第2項並びに障害者自立支援法施行令</u> （平成18年政令第10号。以下「政令」という。）<u>第50条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項</u>の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町が処理する事務)</p> <p>第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に</p>

掲げる事務（法の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。 (1)～(4) 省略 (5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u> （平成18年厚生労働省令第19号）第48条第3項の規定に基づく医療受給者証の返還の受付及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務 (6) 省略	掲げる事務（法の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。 (1)～(4) 省略 (5) <u>障害者自立支援法施行規則</u> （平成18年厚生労働省令第19号）第48条第3項の規定に基づく医療受給者証の返還の受付及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務 (6) 省略
--	--

（愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

第4条 愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（設置） 第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第1条 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第5条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（使用料及び手数料の額） 第2条 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）、同条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。） 同法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額 (4) 省略 2・3 省略	（使用料及び手数料の額） 第2条 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）、同条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。） 同法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額 (4) 省略 2・3 省略

（児童福祉法施行条例の一部改正）

第6条 児童福祉法施行条例（平成24年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の5の5第2項において準用する <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条並びに法第62条の6並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の8の規定に基づき、	（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の5の5第2項において準用する <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第98条第1項及び第2項並びに第104条並びに法第62条の6並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の8の規定に基づき、

法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛媛県障害児通所給付費等不服審査会の設置)

第2条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第98条第1項の規定に基づき、愛媛県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(医師等の報酬)

第5条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第103条第2項の規定により、診断その他の調査(以下「診断等」という。)をした医師等に対し支給する報酬の額は、診断等に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。

法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛媛県障害児通所給付費等不服審査会の設置)

第2条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第98条第1項の規定に基づき、愛媛県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(医師等の報酬)

第5条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第103条第2項の規定により、診断その他の調査(以下「診断等」という。)をした医師等に対し支給する報酬の額は、診断等に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節～第4節 省略</p> <p><u>第5節 基準該当通所支援に関する基準(第56条の2 第56条の7)</u></p> <p>第3章 省略</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節～第4節 省略</p> <p><u>第5節 基準該当通所支援に関する基準(第73条の2 第73条の4)</u></p> <p>第5章～第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者並びに指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。た</p>	<p>愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節～第4節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節～第4節 省略</p> <p>第5章～第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者並びに指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。た</p>

し、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第56条 省略

第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第56条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数は、ア又はイに掲げる基準該当児童発達支援の単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

(設備)

第56条の3 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第56条の4 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第56条の5 第5条、第8条、第13条から第23条まで、第24条第1項及び第3項から第5項まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項並びに第54条から第56条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第56条の6 次に掲げる要件を満たす指定生活介護事業者(愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(同条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

し、災害_____その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第56条 省略

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第56条の7 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第56条の5(第24条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第65条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条において準用する第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第65条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第65条第6号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)」とあるのは「実施地域」と

(準用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条、第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第65条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条において準用する第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第65条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第65条第6号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)」とあるのは「実施地域」と

読み替えるものとする。

第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第73条の2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる基準該当放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

(設備)

第73条の3 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6、第56条の7、第65条、第67条、第71条及び第72条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(運営規程)

第80条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。）

(6)～(9) 省略

附 則

(経過措置)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する

読み替えるものとする。

(運営規程)

第80条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 通常の事業の実施地域 _____

(6)～(9) 省略

附 則

(経過措置)

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 _____（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する

ための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号、第2項及び第5項並びに第68条第1項第2号、第2項及び第4項の規定は適用せず、第6条第1項第1号、第28条、第29条及び第68条第1項第1号の規定の適用については、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第68条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。

ための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号、第2項及び第5項並びに第68条第1項第2号、第2項及び第4項の規定は適用せず、第6条第1項第1号、第28条、第29条及び第68条第1項第1号の規定の適用については、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第68条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。

（愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定員の遵守）</p> <p>第37条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、<u>虐待</u>その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第37条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害_____その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令_____（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労</p>

移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに有すべき指定居宅介護従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定める従業者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 省略

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第56条 省略

2～4 省略

5 指定療養介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用について支給決定障害者に説明し、その同意を得なければならない。

（定員の遵守）

第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（従業者の員数）

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章、第16章及び附則第2項において同

移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに有すべき指定居宅介護従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定める従業者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 省略

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第56条 省略

2～4 省略

5 指定療養介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

（定員の遵守）

第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、_____その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（従業者の員数）

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章 _____において同

じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位(指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び附則第2項において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア)~(ウ) 省略

イ~エ 省略

(3) 省略

2~6 省略

(利用者負担額等の受領)

第84条 省略

2~4 省略

5 指定生活介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者に説明し、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)~(3) 省略

(利用者負担額等の受領)

第130条 省略

2~4 省略

5 指定共同生活介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者に説明し、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第146条 省略

2~4 省略

5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者に説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第157条 省略

2~5 省略

6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第3項及び第4項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者に説明し、その同意を得なければならない。

じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位(指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条_____において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア)~(ウ) 省略

イ~エ 省略

(3) 省略

2~6 省略

(利用者負担額等の受領)

第84条 省略

2~4 省略

5 指定生活介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害_____その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)~(3) 省略

(利用者負担額等の受領)

第130条 省略

2~4 省略

5 指定共同生活介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害_____その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第146条 省略

2~4 省略

5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第157条 省略

2~5 省略

6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第3項及び第4項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者等に説明し、その同意を得なければならない。

附 則

1 省略

(指定生活介護の事業の人員の基準に関する特例)

2 当分の間、基準省令附則第4条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者(以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。)に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に有すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(2) 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

3 第80条第2項の規定は、前項の利用者の数について準用する。

(指定共同生活介護の事業の運営の基準に関する特例)

4 省略

5 省略

6 前2項の場合においては、第125条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。

(地域移行型ホームに関する特例)

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等に係る第141条又は第201条において準用する第60条の規定の適用については、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第9項に定める期間内に附則第10項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

附 則

1 省略

(指定共同生活介護の事業の運営の基準に関する特例)

2 省略

3 省略

4 前2項の場合においては、第125条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。

(地域移行型ホームに関する特例)

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等に係る第141条又は第201条において準用する第60条の規定の適用については、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第7項に定める期間内に附則第8項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

24 省略
25 省略

22 省略
23 省略

(愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ i から iii までに定める数</p> <p>i ~ iii 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>b ~ d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ~エ 省略</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合</p> <p>ア~カ 省略</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びイ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。この場合において、こ</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 _____ (平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ i から iii までに定める数</p> <p>i ~ iii 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>b ~ d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ~エ 省略</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則 _____ (平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合</p> <p>ア~カ 省略</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びイ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。</p>

の項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

(1)・(2) 省略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 省略

2～7 省略

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、利用者及びその家族等と継続的に連絡を行うこと等による当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援）を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）の施設障害福祉サービス計画の見直し及び必要に応じた施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

9 省略

(就職状況の報告)

第37条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。（定員の遵守）

第48条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 省略

2～7 省略

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、利用者及びその家族等と継続的に連絡を行うこと等による当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型）を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）の施設障害福祉サービス計画の見直し及び必要に応じた施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

9 省略

(就職状況の報告)

第37条 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。（定員の遵守）

第48条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び</p>

保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（職員配置の基準）

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) サービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第12条第1項第5号の障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア・イ 省略

2～4 省略

（定員の遵守）

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（職員配置の基準）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章、第5章及び附則第2項において同じ。）
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び附則第2項において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(イ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める数とすること。

(ア)～(イ) 省略

イ～エ 省略

(4) 省略

2～5 省略

（規模に関する特例）

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員を除き、多機能型による指定児童発達支援（愛媛県指定通所支援の事業等の人

保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（職員配置の基準）

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) サービス管理責任者（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第12条第1項第5号の障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア・イ 省略

2～4 省略

（定員の遵守）

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、_____その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（職員配置の基準）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章 _____において同じ。）
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条 _____において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(イ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める数とすること。

(ア)～(イ) 省略

イ～エ 省略

(4) 省略

2～5 省略

（規模に関する特例）

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（宿泊型自立訓練の利用定員を除き、多機能型による指定児童発達支援（愛媛県指定通所支援の事業の人

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」と総称する。）を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) 省略

2～4 省略

附 則

1 省略

（生活介護事業所の職員の配置の基準に関する特例）

2 当分の間、基準省令附則第3条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者（以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。）に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(2) 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

3 第39条第2項の規定は、前項の利用者の数について準用する。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」と総称する。）を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) 省略

2～4 省略

附 則

1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

（愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定員の遵守）</p> <p>第15条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第15条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、<u> </u>その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

（愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員の遵守)</p> <p>第13条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。 ただし、災害、<u>虐待</u>その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第13条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。 ただし、災害_____その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

(愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっては、10人以上)</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。)第11条第1項第2号イ⁽²⁾の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ i から iii までに定</p>	<p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)(<u>障害者自立支援法施行規則</u>_____ (平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっては、10人以上)</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分(<u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第172号。)第4条第1項第1号イ⁽²⁾ _____ の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ i から iii までに定</p>

める数

i 平均障害程度区分が4未満 利用者（基準省令 _____

 _____第11条第1項第2号イ(2)の
 厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて
 同じ。）の数を6で除して得た数

ii・iii 省略

(b) 省略

b～d 省略

(ウ) 省略

イ・ウ 省略

(3)～(7) 省略

2・3 省略

(就職状況の報告)

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援 _____ の
 提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数そ
 の他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。
 (定員の遵守)

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利
 用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行
 ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情
 がある場合は、この限りでない。

める数

i 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者自立
支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に關
する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下
 「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)の
 厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて
 同じ。）の数を6で除して得た数

ii・iii 省略

(b) 省略

b～d 省略

(ウ) 省略

イ・ウ 省略

(3)～(7) 省略

2・3 省略

(就職状況の報告)

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の
 提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数そ
 の他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。
 (定員の遵守)

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利
 用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行
 ってはならない。ただし、災害 _____ その他のやむを得ない事情
 がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。<u>ただ</u></p>

し、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the text of Article 1 and its provisions regarding the establishment of the emergency employment creation special fund, showing changes in the phrasing of the fund's purpose and the effective date of the provisions.

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the fee schedule for agricultural and aquaculture related business fees, specifically focusing on the fee for the transfer application for beekeeping (Article 4, Paragraph 1). The fee amount is updated from 150 yen to 150 yen plus the number of bees multiplied by a certain amount.

5・6 省略

5・6 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県道路占用料徴収条例（昭和43年愛媛県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占 用 物 件		占 用 料			占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地				単 位	所 在 地	
	市 の 区 域		町 の 区 域		市 の 区 域	町 の 区 域			
省略					省略				
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、 <u>縁日</u> その他の	省略			法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、 <u>縁日</u> 等	省略		
	催しに際し、一時的 に設けるもの					に際し、一時的 に設けるもの			
省略					省略				
令第7条 第1号に 掲げる物 件	旗ざお	祭礼、 <u>縁</u>	省略		令第7条 第1号に 掲げる物 件	祭礼、 <u>縁</u>	省略		
		日その他							
	の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	に 際し、一 時的に設 けるもの							
省略					省略				
幕（令第 7条第4 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。）	祭礼、 <u>縁</u>	省略			幕（令第 7条第2 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。）	祭礼、 <u>縁</u>	省略		
	日その他					日等			
省略					省略				
令第7条第2号に掲げる工作 物		占用 面積	1,000	820					
令第7条第3号に掲げる施設		1平 方メ ートルに つき 1年	Aに0.028を乗じて得 た額						
令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げ る工事用材料		省略			令第7条第2号に掲げる工事 用施設及び同条第3号に掲げ る工事用材料		省略		

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき 1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	省略		省略	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			省略	
令第7条第13号に掲げる施設	省略		省略	

備考

1～6 省略

7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

8・9 省略

令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	省略	占用面積 1平方メートルにつき 1年	省略	
令第7条第8号に掲げる器具			省略	
令第7条第9号及び第10号に掲げる施設	省略		省略	

備考

1～6 省略

7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第9号及び第10号_____に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

8・9 省略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（禁止）</p> <p>第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び<u>伝統的建造物群保存地区</u></p> <hr/> <p>(2) 都市計画法第2章の規定により定められた<u>景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は生産緑地地区のうち、知事が指定する地域又は地区</u></p> <p>(3)～(18) 省略</p> <p>2・3 省略 （措置命令等）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 知事は、第4条、<u>第5条若しくは第6条第1項</u>の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命ずることができる。</p> <p>3 省略 （許可の取消し）</p> <p>第16条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第11条第1項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3)・(4) 省略 （除却命令）</p> <p>第18条 知事は、第5条、<u>第6条第1項若しくは前条第1項</u>の規定に違反し、又は第15条第1項若しくは第2項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定め、これらの除却を命ずることができる。</p> <p>2 省略 （手数料）</p> <p>第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>（禁止）</p> <p>第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は生産緑地地区のうち、知事が指定する地域又は地区</u></p> <hr/> <p>(2) 都市計画法第2章の規定により定められた<u>伝統的建造物群保存地区</u></p> <hr/> <p>(3)～(18) 省略</p> <p>2・3 省略 （措置命令等）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 知事は、第4条から第6条まで _____ の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命ずることができる。</p> <p>3 省略 （許可の取消し）</p> <p>第16条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第11条 _____</u> の規定に違反したとき。</p> <p>(3)・(4) 省略 （除却命令）</p> <p>第18条 知事は、第5条、<u>第6条 _____</u> 若しくは前条第1項の規定に違反し、又は第15条第1項若しくは第2項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定め、これらの除却を命ずることができる。</p> <p>2 省略 （手数料）</p> <p>第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。<u>ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項（同条第5項において準用する場合及び同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）</u>、<u>広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）に係る第1号に掲げる許可を受けようとするときは、手数料を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>第6条第1項、第7条第3項各号及び第11条第1項の規定による許可 9,500円の範囲内において知事が定める額</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>

2・3 省略

第7章 罰則

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条、第5条又は第6条第1項の規定に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反した者
- (3)～(6) 省略

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 省略

2・3 省略

第7章 罰則

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第6条まで _____ の規定に違反した者
- (2) 第11条 _____ の規定に違反した者
- (3)～(6) 省略

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項の規定による報告 _____ をせず、若しくは虚偽の報告 _____ をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 省略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第22号

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の額)</p> <p>第15条の11 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の _____ 附属設備の利用料金の額は、当該各号に _____ 定める額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合運動公園の陸上競技場の屋外の照明設備 その利用に要する電気料金の実費を勘案して指定管理者が定める額 (2) 前号の照明設備以外の屋外の照明設備 その利用に要する電気料金の実費の額 (3) 総合運動公園の陸上競技場の大型映像装置 その利用に要する電気料金の実費及び年間の維持管理に要する費用を勘案して指定管理者が定める額 (4) 総合運動公園の体育館の冷暖房設備 その利用に要する電気料金の実費の額 (5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,000円の範囲内で指定管理者が定める額</u> <p>3・4 省略</p> <p>別表1（第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係） 有料公園施設の利用料金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 入場料を徴収して有料公園（道後公園を除く。）の有料公園施設を利用する場合 _____ は、この表に定める額に入場料収入額の5分の1の額を加算する _____</p>	<p>(利用料金の額)</p> <p>第15条の11 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>管理公園の公園施設に設置されるシャワー、コインロッカーその他の附属設備の利用料金の額は、1回につき5,000円の範囲内で指定管理者が定める額とする。</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>別表1（第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係） 有料公園施設の利用料金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 入場料を徴収して有料公園（道後公園を除く。）の有料公園施設を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に入場料収入額の5分の1の額を加算した額の範囲内</p>

<p>_____。</p> <p>4 省略</p>	<p>で指定管理者が定める額とする。</p> <p>4 総合運動公園の陸上競技場の屋外の照明設備の利用に係る電気料金については、実費を勘案して指定管理者が定める額を徴収する。</p> <p>5 4に規定する照明設備以外の屋外の照明設備の利用に係る電気料金については、実費を徴収する。</p> <p>6 総合運動公園の体育館の冷暖房の利用に係る電気料金については、実費を徴収する。</p> <p>7 省略</p>
---------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（定数）</p> <p>第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 県立学校の職員</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">3,845人</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町立学校の職員</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">8,698人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">12,543人</td> </tr> </table>	(1) 県立学校の職員	3,845人	(2) 市町立学校の職員	8,698人	計	12,543人	<p>（定数）</p> <p>第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 県立学校の職員</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">3,863人</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町立学校の職員</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">8,729人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">12,592人</td> </tr> </table>	(1) 県立学校の職員	3,863人	(2) 市町立学校の職員	8,729人	計	12,592人
(1) 県立学校の職員	3,845人												
(2) 市町立学校の職員	8,698人												
計	12,543人												
(1) 県立学校の職員	3,863人												
(2) 市町立学校の職員	8,729人												
計	12,592人												

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>別表1（第2条、附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	学 校 名	位 置	省略		省略		<p>別表1（第2条、附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山高等学校</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">伊予市</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	学 校 名	位 置	省略		中山高等学校	伊予市	省略	
学 校 名	位 置														
省略															
省略															
学 校 名	位 置														
省略															
中山高等学校	伊予市														
省略															

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第9条）
- 第2章 犯罪の防止のための自主的な活動の促進（第10条 第13条）
- 第3章 学校等における子どもの安全確保等（第14条 第16条）
- 第4章 犯罪の防止に配慮した環境の整備等（第17条 第20条）
- 第5章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等（第21条 第23条）
- 第6章 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進（第24条）
- 第7章 犯罪被害者等に対する支援（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり（以下「安全安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための施策の基本となる事項等を定めることにより、安全安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全安心なまちづくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下に、犯罪の防止のための県民、事業者及び地域活動団体（自治会その他の地域における共同活動を行う団体をいう。以下同じ。）（以下「県民等」と総称する。）による自主的な活動を基本として行われなければならない。

2 安全安心なまちづくりは、県、市町及び県民等が、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、安全安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、安全安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心なまちづくりについて理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する事業施設及びその事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域活動団体の取組）

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、その地域において犯罪の防止に関連する活動を行う団体と連携して、安全安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

（市町への支援及び協力）

第7条 県は、市町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

（推進体制の整備）

第8条 県は、市町、県民等及び関係機関と連携し、及び協力して、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

（推進計画）

第9条 県は、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき安全安心なまちづくりに関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を聴くものとする。

4 県は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第2章 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

(広報及び啓発)

第10条 県は、安全安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、県民等の安全安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、防犯の日及び安全安心なまちづくり旬間を設ける。
- 3 防犯の日は毎月5日(その日が休日(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とし、安全安心なまちづくり旬間は10月11日から同月20日までとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第11条 県は、県民等が行う安全安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、県民等に対し、必要な情報の提供、助言等をするものとする。

(自主防犯団体支援センターの指定等)

第12条 知事は、公安委員会と協議の上、営利を目的としない法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、県に一を限って、自主防犯団体支援センター(以下「支援センター」という。)として指定することができる。

- 2 支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 安全安心なまちづくりに関する自主的な活動を行う者又は団体に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりの推進のために必要な業務を行うこと。
- 3 県は、支援センターに対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供、助言等をするものとする。

(高齢者等の安全確保)

第13条 県は、高齢者、子ども、女性、障害者その他特に防犯上の配慮を要する者(以下「高齢者等」という。)が犯罪による被害を受けないようにするため、市町及び県民等が連携し、地域ぐるみで高齢者等の安全が確保されるように、市町及び県民等に対し、必要な情報の提供、助言等をするものとする。

第3章 学校等における子どもの安全確保等

(学校等における子どもの安全確保)

第14条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該学校等において、乳幼児、児童及び生徒(以下「子ども」という。)が犯罪による被害を受けないようにするための安全の確保(以下「安全確保」という。)に努めるものとする。

- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、地域の实情に応じて、子どもの保護者、地域において犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等及び当該学校等の所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員と連携を図り、当該学校等における子どもの安全確保のための対策を実施するための体制を整備するよう努めるものとする。
- 3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における子どもの安全確保のための対策の実施について、必要な情報の提供、助言等をするものとする。
- 4 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における子どもの安全確保のための指針を定めるものとする。
- 5 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を聴くものとする。
- 6 知事、教育委員会及び公安委員会は、第4項の指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(通学路等における子どもの安全確保)

第15条 通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、学校等の所在する地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、当該通学路等における子どもの安全確保に努めるものとする。

- 2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等における子どもの安全確保のための指針を定めるものとする。
- 3 前条第5項及び第6項の規定は、前項の指針について準用する。

(子どもの安全確保等に係る教育の充実)

第16条 県は、学校等、家庭及び地域と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起ささないようにするための教育の充実が図られるよう努めるものとする。

第4章 犯罪の防止に配慮した環境の整備等

(犯罪の防止に配慮した道路等の整備)

第17条 道路、公園、駐車場等(以下「道路等」という。)を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

- 2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及に努めるものとする。
- 3 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 4 知事及び公安委員会は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を聴くものとする。
- 5 知事及び公安委員会は、第3項の指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の整備)

第18条 住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者(以下「建築主等」という。)並びに住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

- 2 県は、建築主等及び住宅を所有し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について、必要な情報の提供、助言等をするものとする。
- 3 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の指針について準用する。

(犯罪の防止等に配慮した情報通信技術の利用)

第19条 県は、携帯電話端末等を利用する犯罪その他の情報通信の技術を利用する犯罪による被害を防止し、及び青少年が安全に安心して情報通信の技術を利用することができるようにするため、県民等及び関係機関に対し、必要な情報の提供、助言等をするものとする。

(防犯カメラの設置及び利用に係る人権への配慮)

第20条 道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所に防犯カメラ(犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。)を設置し、及び利用する者は、次項の指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針を定めるものとする。
- 3 第17条第4項及び第5項の規定は、前項の指針について準用する。

第5章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等

(犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等)

第21条 事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する事業施設の整備に努めるものとする。

- 2 警察署長は、その管轄区域において事業施設を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した事業施設の構造、設備等について、必要な情報の提供、助言等をするものとする。

(防犯責任者の設置等)

第22条 事業者は、その所有し、又は管理する事業施設及び事業活動における防犯上の安全の確保のため、事業所ごとの実情に応じて、従業員に対する防犯に関する指導、防犯設備の維持管理等を行う責任者を設置するなど、犯罪の防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(更生保護活動への支援)

第23条 事業者は、犯罪をした者及び非行のある少年が、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、健全な社会生活を営むことができるよう、更生保護についての理解を深めるとともに、更生保護に関する活動の促進に努めるものとする。

- 2 県は、事業者に対し、更生保護に関する活動の促進に必要な情報の提供、助言等をするものとする。

第6章 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進

第24条 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、盗難その他の犯罪による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 自転車の小売、修理又は貸渡しを行う事業者は、盗難その他の犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する自転車及び用具の普及に努めるものとする。
- 3 県は、自転車に係る盗難その他の犯罪による被害を防止するため、県民等に対し、必要な情報の提供、助言等をするものとする。

第7章 犯罪被害者等に対する支援

第25条 県は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援に関する施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じて、国、市町その他の関係機関及び関係団体と連携して行うものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第7(第13条関係)			別表第7(第13条関係)		
手数料を納め なければなら ない者	区 分	金 額	手数料を納め なければなら ない者	区 分	金 額

<p>1 法第3条 第1項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者</p>	<p>(1) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(7の項を除き、以下「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。 ア 3月以内の期間を限つて営む営業 イ その他の営業</p> <p>(2) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機 _____ があるとき。</p> <p>(3) ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合 ア 3月以内の期間を限つ</p>	<p>15,000円</p> <p>25,000円</p> <p>(1)ア又はイに定める額に、<u>2,800円</u>(法第20条第4項の検定(以下「検定」という。)を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれ9の項⁽³⁾の右欄に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額</p> <p>14,000円</p>		<p>1 法第3条 第1項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者</p>	<p>(1) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(7の項を除き、以下「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機 _____ がないとき。 ア 3月以内の期間を限つて営む営業 イ その他の営業</p> <p>(2) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機 _____ があるとき。</p> <p>(3) ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合 ア 3月以内の期間を限つ</p>	<p>16,000円</p> <p>27,000円</p> <p>(1)ア又はイに定める額に、<u>認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円</u>(法第20条第4項の検定(以下「検定」という。)を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機 _____ について、それぞれ9の項⁽³⁾の右欄に定める額から2,700円を減じた額)を加算した額</p> <p>15,000円</p>	
---	--	---	--	---	--	--	--

て営む営業			て営む営業		
イ その他の営業		24,000円	イ その他の営業		27,000円
2～8	省略		2～8	省略	
9	認定を受けようとする者	2,200円	9	認定を受けようとする者	2,700円
	(1) 指定試験機関が行う認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合			(1) 指定試験機関が行う認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	
	(2) 検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合	4,340円		(2) 検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合	2,720円
	(3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合			(3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	
	ア ぱちんこ遊技機			ア ぱちんこ遊技機	
	(ア) 入賞を容易にするための装置であつて令第10条の2の表の(三)1(1)の項の中欄に規定する国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）			(ア) 入賞を容易にするための装置であつて令第10条の2の表の(三)1(1)の項の中欄に規定する国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
	a マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの	35,000円		a マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの	31,700円
	b aに掲げるもの以外のもの	16,300円		b aに掲げるもの以外のもの	8,200円
	(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）			(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）	
	a マイクロプロセッサを内蔵するもの	29,000円		a マイクロプロセッサを内蔵するもの	24,700円
	b aに掲げるもの以外のもの	16,300円		b aに掲げるもの以外のもの	8,200円
	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	14,400円		(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	5,900円
	イ 回胴式遊技機			イ 回胴式遊技機	
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	59,000円		(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	59,700円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	23,000円		(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	14,700円
	ウ アレンジボール遊技機			ウ アレンジボール遊技機	

	<p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p> <p>エ じゃん球遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p> <p>オ アからエまでに掲げる 遊技機以外の遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p>	<p>35,000円</p> <p>19,000円</p> <p>35,000円</p> <p>19,000円</p> <p>29,000円</p> <p>12,600円</p>		<p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p> <p>エ じゃん球遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p> <p>オ アからエまでに掲げる 遊技機以外の遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p>	<p>30,700円</p> <p>10,800円</p> <p>30,700円</p> <p>10,800円</p> <p>24,700円</p> <p>3,680円</p>
10 検定を受 けようとする 者	<p>(1) 指定試験機関が行う検定 に必要な試験（以下「型式 試験」という。）を受けた 型式について検定を受けよ うとする場合</p> <p>(2) 他の公安委員会の検定を 受けた型式（型式試験を受 けたものを除く。）につい て検定を受けようとする場 合</p> <p>(3) (1)又は(2)の型式以外の型 式について検定を受けよう とする場合</p> <p>ア ぱちんこ遊技機</p> <p>(ア) 特定装置が設けられ ているもの（当該特定 装置を連続して作動さ せることができるもの に限る。）</p> <p>a マイクロプロセッ サーを内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以 外のもの</p> <p>(イ) 特定装置が設けられ ているもの（(ア)に掲げ るものを除く。）</p> <p>a マイクロプロセッ サーを内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以 外のもの</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるも の以外のもの</p> <p>イ 回胴式遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p> <p>ウ アレンジボール遊技機</p>	<p>3,900円</p> <p>6,300円</p> <p>1,435,000円</p> <p>438,000円</p> <p>1,128,000円</p> <p>438,000円</p> <p>338,000円</p> <p>1,621,000円</p> <p>479,000円</p>	10 検定を受 けようとする 者	<p>(1) 指定試験機関が行う検定 に必要な試験（以下「型式 試験」という。）を受けた 型式について検定を受けよ うとする場合</p> <p>(2) 他の公安委員会の検定を 受けた型式（型式試験を受 けたものを除く。）につい て検定を受けようとする場 合</p> <p>(3) (1)又は(2)の型式以外の型 式について検定を受けよう とする場合</p> <p>ア ぱちんこ遊技機</p> <p>(ア) 特定装置が設けられ ているもの（当該特定 装置を連続して作動さ せることができるもの に限る。）</p> <p>a マイクロプロセッ サーを内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以 外のもの</p> <p>(イ) 特定装置が設けられ ているもの（(ア)に掲げ るものを除く。）</p> <p>a マイクロプロセッ サーを内蔵するもの</p> <p>b aに掲げるもの以 外のもの</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるも の以外のもの</p> <p>イ 回胴式遊技機</p> <p>(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの</p> <p>ウ アレンジボール遊技機</p>	<p>6,300円</p> <p>18,000円</p> <p>1,530,000円</p> <p>296,000円</p> <p>1,141,000円</p> <p>296,000円</p> <p>174,000円</p> <p>1,816,000円</p> <p>399,000円</p>

	(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	1,148,000円		(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	1,193,000円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	482,000円		(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	349,000円
	エ じゃん球遊技機			エ じゃん球遊技機	
	(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	1,147,000円		(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	1,192,000円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	481,000円		(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	348,000円
11 遊技機試 験を受けよ うとする者	(1) ぱちんこ遊技機について 遊技機試験を受けようとする 場合		11 遊技機試 験を受けよ うとする者	(1) ぱちんこ遊技機について 遊技機試験を受けようとする 場合	
	ア 特定装置が設けられて いるもの(当該特定装置 を連続して作動させるこ とができるものに限 る。)			ア 特定装置が設けられて いるもの(当該特定装置 を連続して作動させるこ とができるものに限 る。)	
	(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	43,300円		(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	32,300円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	23,100円		(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	8,100円
	イ 特定装置が設けられて いるもの(アに掲げるも のを除く。)			イ 特定装置が設けられて いるもの(アに掲げるも のを除く。)	
	(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	36,300円		(ア) マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	25,300円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	23,000円		(イ) (ア)に掲げるもの以外 のもの	8,100円
	ウ ア又はイに掲げるもの 以外のもの	21,000円		ウ ア又はイに掲げるもの 以外のもの	5,700円
	(2) 回胴式遊技機について遊 技機試験を受けようとする 場合			(2) 回胴式遊技機について遊 技機試験を受けようとする 場合	
	ア マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	68,300円		ア マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	62,300円
	イ アに掲げるもの以外の もの	30,300円		イ アに掲げるもの以外の もの	15,300円
	(3) アレンジボール遊技機に ついて遊技機試験を受けよ うとする場合			(3) アレンジボール遊技機に ついて遊技機試験を受けよ うとする場合	
	ア マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	42,300円		ア マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	31,300円
	イ アに掲げるもの以外の もの	26,300円		イ アに掲げるもの以外の もの	10,800円
	(4) じゃん球遊技機について 遊技機試験を受けようとする 場合			(4) じゃん球遊技機について 遊技機試験を受けようとする 場合	
	ア マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	42,300円		ア マイクロプロセッサ ーを内蔵するもの	31,300円
	イ アに掲げるもの以外の もの	26,300円		イ アに掲げるもの以外の もの	10,800円
	(5) (1)から(4)までに掲げる遊 技機以外の遊技機について			(5) (1)から(4)までに掲げる遊 技機以外の遊技機について	

	遊技機試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	<u>36,300円</u> <u>19,100円</u>		遊技機試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	<u>25,300円</u> <u>3,300円</u>
12 型式試験を受けようとする者	(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。） ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの (2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (4) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	<u>1,442,000円</u> <u>445,000円</u> <u>1,135,000円</u> <u>445,000円</u> <u>345,000円</u> <u>1,628,000円</u> <u>486,000円</u> <u>1,155,000円</u> <u>489,000円</u> <u>1,154,000円</u> <u>488,000円</u>		(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。） ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの (2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (4) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	<u>1,524,200円</u> <u>290,200円</u> <u>1,135,200円</u> <u>290,200円</u> <u>168,200円</u> <u>1,810,200円</u> <u>393,200円</u> <u>1,187,200円</u> <u>343,200円</u> <u>1,186,200円</u> <u>342,200円</u>
13 法第20条第10項において準用する法第9条	(1) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機 _____ がない場合 (2) 承認を受けようとする遊	<u>2,400円</u> <u>5,200円</u> （特		(1) 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 (2) 承認を受けようとする遊	<u>3,400円</u> <u>3,400円</u> に、

第1項の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者	技機に未認定遊技機_____がある場合	定未認定遊技機がある場合に あつては、 8,000円に当 該特定未認定 遊技機が属す る型式の数を 2,400円に乗 じて得た額を 加算した額） に、未認定遊 技機1台ごと に40円（特定 未認定遊技機 については、 それぞれ9の 項 ⁽³⁾ の右欄に 定める額から 8,000円を減 じた額）を加 算した額
14～17 省略		

備考

- 1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から8,600円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。
- 3 認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る9の項の右欄に掲げる手数料の額は、当該右欄の規定にかかわらず、同項の⁽¹⁾の場合にあつては零円とし、同項の⁽²⁾の場合にあつては40円とし、同項の⁽³⁾の場合にあつてはそれぞれ同項の⁽³⁾の右欄に定める額から8,000円を減じた額とする。
- 4 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る11の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から14,300円を減じた額とする。

第1項の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者	技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合	認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（検査を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機_____） _____
14～17 省略		

備考

- 1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から9,300円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における1の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額に7,400円を加算した額とする。
- 3 認定を受けようとする者が同時に_____他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る9の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から2,700円
_____を減じた額とする。
- 4 遊技機試験を受けようとする者が同時に_____他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る11の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から2,300円を減じた額とする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（経営の基本） 第3条 省略 2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 病院事業				（経営の基本） 第3条 省略 2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 病院事業			
名 称	位 置	診 療 科 目	病 床 数	名 称	位 置	診 療 科 目	病 床 数
愛媛県立中央病院	松山市	内科_____、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、放射線科、整形外科、形成外科、精神科、神経内科、麻酔科_____、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科、 <u>その他管理者が定める診療科</u>	827	愛媛県立中央病院	松山市	内科、 <u>呼吸器科</u> 、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、放射線科、整形外科、形成外科、精神科、神経内科、麻酔科、 <u>消化器科、循環器科、アレルギー科</u> 、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科_____	864
愛媛県立今治病院	今治市	内科、心療内科_____、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、精神科、麻酔科_____、脳神経外科、心臓血管外科、 <u>その他管理者が定める診療科</u>	省略	愛媛県立今治病院	今治市	内科、心療内科、 <u>呼吸器科</u> 、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、精神科、麻酔科、 <u>消化器科、循環器科</u> 、脳神経外科、心臓血管外科_____	省略
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町	内科_____、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、 <u>その他管理者が定める診療科</u>	省略	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町	内科、呼吸器科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科_____	省略
愛媛県立新居浜病院	新居浜市	内科、外科_____、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科_____、放射線科、整形外科、麻酔科_____、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、 <u>その他管理者が定める診療科</u>	329	愛媛県立新居浜病院	新居浜市	内科、外科、 <u>呼吸器科</u> 、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>歯科</u> 、放射線科、整形外科、麻酔科、 <u>消化器科、循環器科</u> 、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科_____	350

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。ただし、第 3条第 2項第 4号の表愛媛県立中央病院の項の改正規定は、同年 5月 4日から施行する。

○愛媛県条例第28号

知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1条 知事等の退職手当に関する条例(昭和31年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の額) 第 3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 知事 <u>100分の50</u> (2) 副知事 <u>100分の38</u> (3) 管理者 <u>100分の25</u> 2 省略	(退職手当の額) 第 3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 知事 <u>100分の60</u> (2) 副知事 <u>100分の45</u> (3) 管理者 <u>100分の30</u> 2 省略

(教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第 2条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職手当) 第 4条 省略 2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の29</u> を乗じて得た額とする。 3・4 省略	(退職手当) 第 4条 省略 2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の35</u> を乗じて得た額とする。 3・4 省略

(常勤の監査委員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3条 常勤の監査委員等の退職手当に関する条例(昭和33年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の額) 第 3条 常勤の監査委員等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の当該職員としての在職月数を乗じ、これに <u>100分の 8</u> を乗じて得た額とする。	(退職手当の額) 第 3条 常勤の監査委員等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の当該職員としての在職月数を乗じ、これに <u>100分の10</u> を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成23年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。